

地域医療・保健・福祉施策等の充実について

(新潟県市長会)

地域医療・保健・福祉施策等の充実強化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療の充実について

- (1) 救急医療体制や地域医療の維持・確保のため、産科、小児科をはじめとする医師・看護師の不足や地域間・診療科間の偏在を解消し計画的な医師・看護師・助産師等の医療従事者の育成・確保及び定着がなされるよう、医師に対する一定期間の医師不足地域への勤務義務化や、インセンティブ制度の導入を図るとともに、急性期機能の集約化を進めるため、いわゆる「下り搬送」が円滑に進む仕組みの構築など、実効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、医師確保対策をはじめ、医療従事者の育成・確保及び定着を目的とした自治体の取組に対し、必要十分な財政支援を講じること。

- (2) 過疎地域等において医療・介護体制の維持・確保に取り組む自治体に対し、財政支援を講じること。
- (3) 今後、更なるコスト増により令和 8 年度の報酬改定の効果が相殺される懸念があることから、物価変動を適切に反映できる診療報酬の見直し制度導入の検討や急激な社会経済情勢の変化に対応できるよう期中改定の仕組みを整備するとともに、厳しい経営状況が続く公的病院に対し、医療介護等支援パッケージの継続的支援や公立病院への普通交付税措置と同等の財政支援などを講じること。

また、不採算地区病院の運営経費に対する特別交付税措置の拡充や経営安定に不可欠な医療機器の更新等に対する財政支援制度を創設するとともに、医療提供体制推進事業に係る予算を十分に確保すること。

- (4) 公立病院を設置する地方団体の面積の広狭、寒冷地であるか等によって生じている地域特有の経費及び医師不足や診療科の偏在に対し、普通地方交付税保健衛生費の補正係数を有効活用し、行政経費の増嵩分や財政需要が的確に反映されるよう、算定方法の見直しを図ること。
- (5) 生産性向上や業務効率化を図り、適切な地域医療提供体制の維持・向上を図るためには、医療機器・電子カルテの更新や整備は不可欠であるが、これらの費用負担は医療機関の経営に大きく影響を及ぼすものである。

特に、医療DXの一環として国は 2030 年までに概ね全ての医療機関への電子カルテ導入を目指しているが、今後の導入・普及を目指すにあたり、実態に応じた負担軽減策を講じるとともに、電子カルテ標準化をはじめとする国策上必須となる対応については、経営主体を問わず、適切な導入・更新が確実に行われるよう必要な財政的・制度的支援を講じること。

2 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の安定的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、財政基盤の強化を図ること。

また、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度について、更なる子育て世帯の負担軽減と医療制度間の不均衡是正を図るため、軽減割合の引上げを行うこと。

3 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げなど、財政措置を拡充すること。

また、地域の特性に合った介護サービスを安定的に提供するため、実態に合った居宅介護サービスの基本報酬となるよう算定方法を見直し、次期報酬改定での改善を図ること。

- (2) 介護従事者の確保・育成及び処遇改善を図るため、財政措置の拡充、介護報酬の見直し及び地域の実情において市町村が独自に実施する人材確保等の取組みに対する支援制度の構築など、必要な措置を講じること。
- (3) 介護施設の老朽化に伴う大規模な修繕や設備更新を計画的かつ適切に進めることができるよう、必要な予算を確保するとともに、要件を一層緩和すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業について、地域の多様なニーズに対応するため、交付上限額の算定方法を見直すとともに、安定的な財源を確保すること。
- (5) 令和9年度の介護報酬改定においては、介護職員の更なる処遇改善や介護サービス事業所の安定的な運営が図られるよう、物価高騰、全産業の賃金動向や地域事情を踏まえた報酬改定を行うこと。

また、物価や人件費の変動に応じて臨時改定が可能となる仕組みを構築すること。

- (6) 特定地域居宅サービス等事業について、2015年の総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）創設時と同様、予算上限による介護の切り捨てといった状況が生じることがないように、必要な財源を確保するとともに、利用者のサービス水準が保証される制度設計とすること。

4 少子化対策・子育て支援について

- (1) 不妊治療に係る経済的負担を軽減し、安心して治療が受けられるよう、保険適用年齢及び回数の制限を撤廃すること。

- (2) 安全かつ良好な保育環境を確保するため、保育士等の配置基準の更なる見直しや地域区分変更により保育所等の公定価格が低下する地方自治体については、現行の地域区分の水準を維持するとともに、施設型給付制度等に係る交付金等を拡充すること。

また、少子化傾向が続き、民間事業者による参入低下が懸念されることから、保育のセーフティネットとしての役割を維持するため、公立保育所や公立認定こども園の保育所部分に係る整備又は修繕について、就学前教育・保育施設整備交付金の対象とすること。

あわせて、放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、放課後児童クラブを安定的に運営できるよう、地域の実情や利用者の実態を踏まえ、当該クラブの年間開所日数が250日に満たない場合でも一律減額とせず、開所日数により段階的に減額すること。

- (3) 子ども医療費助成や妊産婦医療費助成など、全国一律に実施すべき総合的な子育て施策については、子育て世帯の経済的負担をナショナルミニマムに位置付け、自治体の財政力によって地域格差が生じることのないよう、国の責任において長期的に安定的な財源を確保して必要な措置を講じること。
- (4) 病児・病後児保育事業における現行の基準額では事業者の職員配置に見合った額となっておらず、人件費のみで報酬額を大きく上回る施設が多く、運営費を賄いきれていない状況にあることから、基準額を見直すこと。
- (5) 自治体ごとの精度の不均衡を防ぎ、効果的な5歳児健診を実施するため、二段階方式によるスクリーニング手法及び判定基準について、全国的に統一した基準の整備を図るとともに、健診後における支援の受け皿となる子どもの発達及び心のケアを担う専門医療機関が安定的に運営できるよう、診療報酬を引き上げること。

5 障がい者・保健福祉施策の充実強化について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、国が交付要綱に定める補助率を確保し、市町村の超過負担等が生じないように、必要な財源を確保すること。

また、同法に基づく障害者相談支援事業や基幹相談支援センターを運営する事業は障害福祉サービスの根幹をなすものであることから、当該事業を市が委託して行う場合、委託を受けた者を社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業と同様に消費税非課税扱いとすること。

- (2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者に対する補聴器購入助成制度を創設すること。

また、イヤーマールドなどの人工内耳に関係する付属品を補装具費支給制度の対象とすること。

- (3) 障害児手当を含む障害者福祉サービスについても、児童手当同様、所得制限を撤廃すること。
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨に基づく切れ目のない包括的な支援を実現するため、女性相談支援員の配置に要する手当等の補助単価引き上げなど、専門人材の確保や継続的な雇用に資する地方財政措置を拡充すること。

- (5) 生活保護受給者に対する冷房器具購入費の支給について、購入資金がないなど、その設置が真に必要と社会福祉事務所が判断した場合には、一時扶助費の支給が可能となるよう制度を見直すこと。
- (6) 民生委員・児童委員制度について、国民の理解が深まるよう、広報活動を行うとともに、当該委員の活動を支える体制の構築や活動費を現状に見合った額とするなど、担い手不足解消に向けた取組みを推進すること。
また、民生委員・児童委員の委嘱に当たっては、厚生労働大臣の委嘱決定までに時間を要しているが、前任者からの引継ぎなど、委嘱日前から活動している状況を踏まえ、委嘱日の遡及適用を可能とするなどの制度改正を行うこと。
- (7) 歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念に則り、地方自治体が実施している歯科衛生士の採用に対し、財政支援を講じること。
- (8) 身寄りのない高齢者と身元保証や死後事務等を請け負う民間事業者とのトラブルを防止し、サービスを利用する高齢者が事業者を安心して選定できるようにするため、国において当該事業者の公的認証制度を整備すること。

6 予防接種事業について

- (1) 子どものインフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン、就学前の三種混合の追加接種など、必要なワクチンを早期に定期接種として位置づけるとともに、骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該接種を定期接種として位置付けるなど、国として統一的な制度を確立すること。
また、高齢者の定期接種の実施に要する費用について、国の責任において、全額国庫負担するなど、必要な財源を確保すること。
- (2) 新たな定期接種ワクチンの開始や制度変更に際しては、自治体予算編成や住民周知、医療機関との調整に十分な準備期間を確保できるよう、早期の情報提供を含む定期接種化の決定プロセスを確立すること。
- (3) 令和10年度より本格開始となる予防接種事務のデジタル化について、円滑な導入や安定的な運用が可能となるよう、関係機関や自治体への速やかな情報提供と関連費用に対する十分な財政支援を図ること。

7 環境・廃棄物対策の充実強化について

- (1) 廃棄物処理施設整備の計画的な実施に向けた施設の統合、更新、建設については、循環型社会形成推進交付金所要額を確実に確保するとともに、既に廃炉となった廃棄物処理施設の一部解体も含む解体工事費についても、同交付金や交付税措置の対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 湿地帯の湖の水質浄化対策等を図るため、富栄養化した底泥を取り除くなど、環境保全を目的とした浚渫事業に対する財政支援を講じること。
また、緊急浚渫推進事業の対象に湿地帯の湖を加えること。